

私的空間における公衆衛生の介入 ——民国初年まで上海共同租界の私有建物、 屋内清潔、養生法をめぐる——

Public Health Intervention in the Private Sphere: Private Buildings, Indoor Sanitation, and *Yangsheng* Practices in the Shanghai International Settlement up to the Early Years of the Republic of China

邱 湘閩

QIU, Xiangmin

はじめに

世界保健機関（WHO）の最新の定義によれば、公衆衛生とは、集団全体において疾病を予防し、健康を促進し、生命を延長するための、すべての組織的な努力（公的・私的を問わず）である¹。現代の公衆衛生は、健康促進と疾病予防から、早期発見と管理、リハビリテーション、そして終末期ケアに至るまで、健康と福祉の全領域を含めている。公衆衛生が本格的に始動した十九世紀において、産業革命による急速な都市化は、過密な住環境、不衛生な生活条件、清潔な水へのアクセス不足といった深刻な公衆衛生上の問題を引き起こした。こうした社会状況を背景として、国家が民衆の健康を管理する制度、すなわち衛生制度・衛生行政が徐々に確立されていった。

上海共同租界の衛生研究はすでに数十年にわたり蓄積されており、大別すると地域の衛生行政・事業に関する研究と社会史研究に分けられる。地域の衛生行政・事業について代表的な研究としては、マクファーソン（Kerrie L. Macpherson）と彭善民が挙げられる²。マクファーソンは、上海開港から一九世紀末までの共同租界に焦点を当て、主に英語史料を用いて、一九世紀後半の上海における外国人の視点から、租界での外国人医師・宣教師による公衆衛生事業の展開を明らかにした。彭善民は、マクファーソンの研究を踏まえつつ視角を拡大し、租界の外国人のみならず、公衆衛生行政の展開と中国人社会との関係についても考察している。また、都市の文明化という視座から、公衆衛生行政下における環境衛生や食品衛生、伝染病対策、各種社会团体など、多様な歴史像を描き出している。

社会史について代表的な研究としては、福士由紀とナカジマチエコ（Chieko Nakajima）がある³。福士は、一九世紀後半から二〇世紀前半にかけての約一〇〇年間における、上海社

会での公衆衛生制度・行政の導入と定着化のプロセスを明らかにした。中央衛生行政を国際衛生事業と対比させながら、上海の衛生問題に対する中央政府や国際社会の思惑・動向を含め、衛生行政下における社会の諸相や、衛生運動大会などの公衆衛生に関する社会活動を描き出している。ナカジマは、清末から一九四九年までの上海における医療機関、公衆衛生行政、公共事業、衛生および健康商品の創出と変化の過程を提示した。衛生行政発足前の上海に存在した民間団体、病院、慈善団体に着目し、衛生行政発足後に推進された衛生運動と商品との関係を重点的に考察することで、上海特有の市民文化と健康や衛生宣伝との結びつきを明らかにしている。

上海はアヘン戦争の敗戦より、一八四二年にイギリス、一八四四年にアメリカ、一八四五年にフランスと相次いで条約を結び、貿易港として開港された。条約により、外国人居留地の設置が確定され、各国には「租借地」を設置し、一八五四年七月に三国が「第二回土地章程」を定めて名義的に合併した上で、翌年に租界が連合行政機関「工部局」(Shanghai Municipal Council)を設立した。一八六二年、フランス租界は連合から離脱して独自の行政を行い、一八六三年九月に上海の英米租界が正式に合併して共同租界(Shanghai International Settlement)を成立し、工部局の管理のもとに統一されることになった⁴。上海共同租界成立以来、市政管理は英米の行政官僚により把握され、さらに人口構成が洋華雑居から華人住民を主体とするものへと転換したことにより、上海における公衆衛生の発展とその受容のあり方は、さまざまな矛盾と衝突の中で変容を重ねていた。

これまでの上海の衛生および都市史に関する研究は、制度や市政、公共施設、行政組織といった公的領域に焦点を当ててきた。しかし、公衆衛生がいかにして私的空間へ浸透していったのかという問題については、依然として検討の余地が残されている。特に伝統中国においては、「衛生」という概念が医療と明確に区別されておらず、近代医療の理念とは大きな齟齬を抱えていた。中国伝統医療における治療実践は主に私的空間で行われ、公的領域や公共政策とはほとんど接点を持たなかったのである⁵。

本研究は、開港から民国元年(一九一二年)に至るまで上海における公衆衛生の行政管理、および私的領域における物質的・観念的变化を整理・考察するものである。第一章では、屎尿処理と便所設置、衛生処の再編と建築規則という二点から、工部局が成立当初から展開した衛生管理制度の変遷を明らかにする。第二章では、知識と商品という観点から、防疫に関する知識や屋内用防疫薬剤の土着化過程を解明する。第三章では、一九一〇年の上海共同租界におけるペスト防疫が引き起こした華人暴動を事例に、滅鼠の経験がいかにして中国伝統の日用類書に編入されたかを考察する。これら三つの側面の分析を通じて、本研究は一九世紀から二〇世紀における近代公衆衛生が、上海共同租界においていかに受容され定着し、公的領域から私的領域へ、上層から下層へと民衆の日常生活に浸透していったかを明らかにすることを目的とする。

一 工部局における衛生管理

1. 尿尿処理とトレイ設置

上海共同租界が成立した一八六二年、工部局には租界内のゴミ・糞尿処理および清掃作業を担当する糞穢股 (Nuisance Branch) と衛生稽查員 (Inspector of Nuisances) が設置された⁶。一八六五年、工部局の最高行政機関である董事会の下に、財政委員会 (Finance)、工務委員会 (Work)、警務委員会 (Watch) の三大委員会が設置された。この体制下で、工務委員会の管轄に置かれた衛生稽查官が租界の公衆衛生管理を担うこととなった⁷。一八六七年には糞穢股および衛生稽查員が警務委員会へ移管され、衛生管理体制が確立した。

工部局による衛生の管理は土地章程に基づき実施されたものの、土地章程における公衆衛生の定義はあいまいであった⁸。一八五四年の土地章程では、主に土地の管理と道路、住宅建設に焦点が当てられ、衛生に関する記述は、「ゴミの堆積および溝の氾濫を禁止⁹」という一文のみであった。成立したばかりの租界では、都市基盤建設、排水溝や下水道の整備、道路や川のゴミの清掃などと関連づけられていたといえる。董事会は西洋人住民から、主に河川や道路、家屋に関する租界華人の不衛生について、苦情がしばしば寄せられた。苦情の内容は、華人がゴミの適切な処理方法を知らず、租界華人に「建物前の公共道路にゴミを投棄する習慣がある¹⁰」、「環境汚染を引き起こす¹¹」というものであった。苦情や申し立てに対し、董事会理事は華人住民の居住習慣とゴミ処理について次のようにコメントした。「一部地域の住民は、自宅に続く狭い路地や空き部屋に塵芥を堆積させ、部屋が使用不能になるか悪臭に耐えられなくなると、別の場所へ移転する」¹²。

一八五〇年代から一八六〇年代にかけて、太平天国や小刀会の蜂起を契機として大量の華人が租界へ流入し、洋華雑居の状況は一層深刻化した。こうした中、工部局は治外法権などの制約を考慮し、公衆衛生を含む公共管理において慎重な態度を維持した。その関心は主に道路・下水・港湾などのインフラ整備に向けられ、華人社会の衛生や生活環境への積極的介入は限定的であった。租界内華人によるゴミ投棄の習慣に対し、工部局は二つの対応策をとった。公道や河川への投棄については起訴・処罰を実施する一方、私的建物内のゴミ処理については不動産所有者の責任として、直接的な介入を避けたのである¹³。

ただし市政管理において、ゴミ処理は私的領域として扱うことで直接的介入を回避できたが、尿尿処理については公的管理が不可避であった。税収拡大に苦慮していた工部局は、一八六五年六月、糞穢股から収入増加策の提案を受けた。この提案は、華人民衆が農耕用に汚水や尿尿を必要とし、「数マイル離れた場所からそれらを運搬しに来ている」という実態に注目し、この需要を財源として活用することを勧告するものであった¹⁴。この提案を受けて、工部局は尿尿処理に対する手数料 (nuisance fees) の徴収を開始した¹⁵。

一八六九年八月、華人地産主は尿尿処理手数料の徴収に対する抗議を工部局へ申し立てた。

華人地産主の主張は、以下の三点に集約される。第一に、納税人会議の屎尿処理に関する決議が曖昧であり、手数料徴収の法的根拠が不明確である。第二に、土地章程にそうした課税権限の規定がないため、工部局の徴収行為は私有財産権への不当な干渉に当たる。第三に、工部局の権限は通常の公的苦情処理に限定されるべきであり、個人住宅の事柄への介入は越権行為である。加えて華人地産主は、月額バケツ一杯につき一二〇文という手数料額が過大であり、屎尿処理は自ら実施可能であると主張した¹⁶。これに対し工部局は、屎尿処理に関する決議は五月二十八日の納税人会議で既に承認されていると主張した。さらに、租界の衛生管理と疾病蔓延防止には工部局による管理が不可欠であり、そのためには私的空間への介入も必要である。手数料の徴収は、まさにこうした衛生管理業務の一部であると強調した。最終的に工部局は、この紛争を上海イギリス高等法院首席判事ホーンビー（Sir Edmund Hornby, Chief Judge of British Supreme Court of China and Japan）に付託し、法的裁定を仰いだ¹⁷。

判事のホーンビーは、工部局には屎尿処理手数料を徴収する権限がなく、自ら処理可能な者はこうした料金の支払いを免除されるべきであると裁定した¹⁸。この裁定が第二回土地章程提出の直前に下されたため、判断基準は一八五四年の第一回土地章程に依拠した。実際、工部局による屎尿処理は公的サービスとして第一回土地章程に規定されていなかった。加えて中国社会では、屎尿は農業用の資源として認識され、売買の対象となっていた。こうして、第一回土地章程が工部局に十分な規制権限を付与していないという現実と、租界の衛生管理における権限強化の必要性という矛盾が顕在化した。この問題に対し、ホーンビーは第二回土地章程の策定に際して、工部局に以下の助言を行った。「居民の利便性と健康のためには、屎尿処理に関してより厳格な規制を設けるべきである。工部局は全ての個人住宅を検査する権限を有し、住宅の清潔さを怠り、公害を引き起こして公衆衛生を害した者を起訴し、召喚することができるようにすべきである¹⁹」。

ホーンビーの助言を踏まえ、一八六九年九月の第二回土地章程改正により、工部局は重要な権限拡大を獲得した。すなわち、納税人会議と領事団の承認を前提として、追加の細則を制定する権限が付与されたのである²⁰。この新たな権限に基づき、工部局は管理附則を第二回土地章程と同時に公布した。管理附則全四十二条のうち、公衆衛生に関する項目が六条設けられ、私的空間の衛生管理については、以下のように規定された。

第二十七条：屎尿処理

敷地の所有者及び賃借人は、堅穴などに屎尿、汚水、嫌悪すべきものを蓄積することを禁じられ、四十八時を過ぎて除去せず、また便所や穴の汚水を溢れさせて近隣の住民に嫌悪感を与え、または豚などを飼った場合は、一件ごとに十元の罰金を科されるものとする。罰金の後、速やかに改めない場合は、一日二元以下の罰金とし、工部局は公衆

の恨みを買わないように、その不潔な便所、井戸などを清掃する。その作業を行う費用、妥当な時間に住宅に入り、それを利用する使用人を雇用する費用は、やはり違反者に要求し、支払わない場合は、損害賠償の回収と同様の処置を行うものとする。工部局は、まず借主に請求するが、見つからない場合は貸主から回収することができる。

第二十九条：地域の不清潔における検査

租界内に不潔物が堆積し、人々の心身の健康を害する恐れがある場合、工部局が招聘し租界内を巡回する衛生医官、もしくは租界に開業する医師（内科医二名、外科医二名、または内科・外科兼任一名）からの申告に基づき工部局が対応する。工部局は、当該物件の所有者またはそこに住む者に二十四時間以内に除去するよう通知する。期限内に除去しないと、物件を没収し、工部局は自ら使用人を雇い、売上を公的にし、除去の費用は物件の所有者に請求し、支払わない場合は、賠償金の回収の手順に従うものとする。

第三十条：房屋の不清潔における検査

医師から工部局に、租界内の房屋（全室または一角）に不清潔があり、入居者及び近隣住民の心身健康を害すること、または家屋の一部を修繕し、清掃し、清浄にすることが、悪臭及び伝染病を予防あるいは抑制する効果があること、または濁った井戸や溝、穴、便所も荒れており、近隣の人々の心身健康を害することに関する文書が提出された場合、工部局はこの敷地の持主に対して、示された方法に従って一定期間内に房屋を修繕し、清掃し、清浄にし、遅延に抵抗する者は一日十元の罰金に処する。その場合、工部局は自ら使用人を雇い、房屋の修繕、井戸・溝、穴・便所の摘出などを仕上げさせ、必要な作業の費用は賠償金の回収の手順に従うものとする²¹。

この規定のうち、第二十九条と第三十条は特に重要である。これらは、住民の健康保護を目的として、衛生官（Officer of Health）の現場判定に基づき、工部局が私有財産および個人住宅に立ち入る権限を規定したものである。これにより、家屋の衛生管理、特に便所と污水处理が公衆衛生行政の重点となったことが明らかである。こうした制度改革に伴い、一八七〇年、工部局は衛生処（Sanitary Department）と医務股（Medical Branch）を新設し、両部門を警務委員会の管轄下に配置した²²。開業医であったヘンダーソン（Edward Henderson）が医務股医師兼衛生官として任命され、租界内の予防接種、伝染病の検疫・対策業務を統括することとなった。衛生処の設置により、衛生管理が組織的に展開されるようになり、公共道路の清掃も強化された。「二つの租界の大通りや横丁は、日曜日を除いて毎日清掃され、必要に応じて散水が行われている²³」。

ただし第二回土地章程と附則では尿尿処理は課税の対象にならなかった。ゆえに、尿尿処理は、判事ホーンビーの「所有者が自分の尿尿を処理することを認める」という決議を引き継ぎ、工部局以外の所有者でもできるようにすべきだが、西洋人と華人の処遇には格差があっ

た。一八八七年九月一日、七〇〇軒の家屋所有者または賃借人である華人商店・老順記は、自ら七〇〇軒分の尿尿処理を行う許可を工部局に申請した。工部局会議では当初、アメリカ人陪審員も中国側会審公堂も華人に西洋人と同等の権利を認めるであろうし、提訴されれば工部局が敗訴すると判断し、年末までの契約履行を求める方針とした²⁴。しかし、アメリカ人陪審員の意見聴取後、工部局は方針を転換した。アメリカ人陪審員の見解によれば、家屋の衛生状態を適切に維持するためには、所有者が尿尿処理を怠った場合であっても中国側の会審公堂が華人を処罰する可能性は低いことから、むしろ工部局の請負業者がすべての華人住民の尿尿を一括して除去する体制の方が実効性が高いというものであった²⁵。その陪審員は、もしまたこのような裁判をすることがあれば、工部局に有利な評決を得るために最大限の努力をするとも約束した。結局、工部局は、華人による申請を認めない規則を理由として、老順記の申請を却下した²⁶。このように、租界内では対象によってルールを曖昧にすることが、当時公衆衛生管理の手段となっている。

第二回土地章程以降、工部局の公衆衛生管理は徐々に体系化され、管理の中心がゴミ処理や尿尿処理から伝染病対策に移って、コレラに対する警戒感が高まり、公衆トイレと私設トイレの問題に向けられた。一八七三年八月一日、衛生稽查官は、バンコクとシンガポールでコレラが発生したため、工部局はさらなる衛生上の予防措置をなすべきだて講じる強く要請し、租界内の華人や外国人居住地で側溝の水洗いを促進するよう勧告すると報告した。八月二日、衛生官ヘンダーソンの報告は、側溝の頻繁な洗浄、ハワース氏を補佐する衛生稽查官の追加任命、租界各区の検査官委員会の任命などを述べ、尿尿その他の汚物は附則第二十九条に基づき速やかに処理し、公衆に通知し、石灰水で家屋を清掃することを提唱した²⁷。その後の工部局会議において、衛生官ヘンダーソンは私設トイレの問題にも言及した。彼は、これらのトイレを全面撤去できないまでも、徹底的に清掃するよう工部局が命じるべきだと強く主張した。これに対し工務委員会からは、「公衆トイレとして使用されている土地の売却に消極的な所有者が多く、私設トイレを撤去すればさらに不利な状況を招くのではないか」との懸念が示された²⁸。

公衆トイレ管理における困難は、単に所有者が土地の売却や敷地周辺へのトイレ設置を忌避するという問題にとどまらず、華人が近隣の小道や路地を日常的にトイレとして利用するという慣習にも起因していた。附則において詳細な規定が設けられていなかったため、所有者を法的に起訴することは困難であり、さらに華人側も屋外排泄を違法行為とは認識していなかったことから、工部局が採りうる対策は壁面への告示の掲示と、違反した華人に対する罰則の適用という限定的なものとならざるを得なかった²⁹。衛生官の統計によれば、一八八四年時点でイギリス租界には二百五十一人分の公衆トイレが約十四カ所存在したが、いずれも大通りである河南路周辺に位置しており、外国商社に雇用される労働者には十分であると考えられていた³⁰。西洋人が集まる場所に工部局が建設する公衆トイレは、ガスや水

道といった近代的設備を備えたもので、その建設予算は四百六十両以下に設定されていた。他方、最も安価な公衆トイレとして位置づけられた華人用トイレについては、建設予算が六十両を超えないものとされていた³¹。一般的には、華人のトイレが私設トイレと見られて、公共道路に設置されていない限り、その衛生状態について苦情が出てでも会審公堂は干渉しない。私設トイレの衛生管理は規制、財政、華人の慣習などが重なり、常に工部局衛生管理の問題である。工部局の対策は、主に放置された私設トイレを禁止することと、疫病流行期に私設トイレの清潔度を検査・監督することの二つだけである。

2. 衛生処の再編と建築規定

第二回土地章程の公布以降、上海港の発展や工業化に伴い、衛生処は公衆衛生の範囲を広げ、空気汚染、騒音、水質検査、食品市場の衛生と食品安全、公共場所における遊女の管理などの事項も手掛けるようになった。一八八〇年代以降、ヨーロッパにおいて細菌学や伝染病学が発展すると、近代公衆衛生の中心は次第に医学と伝染病管理へと移行していった。そこで、工部局に三十年間在籍した衛生稽查員ジョン・ハワース (John Howes) が亡くなると、工部局は衛生行政の再構築に着手し、イギリスから衛生処責任者となる有能な衛生官を招聘しようとした。一八九三年一月、工部局は衛生官、巡捕房監察官、市政エンジニアなどからなる衛生委員会 (Sanitary Committee) を設置することを決定し、隔週で会議を開いて租界の衛生状態を董事会に報告することを決定した³²。

一八九四年に香港でペストが発生すると、工部局は伝染病の予防と管理にますます重点を置くようになった。香港でペストが発生した期間に、工部局は上海道台、海関、フランス租界公董局と積極的に協力するだけでなく、検疫や港口規則の厳格な執行に加え、ゴミの撤去、棺の処理、墓地の状況など、その他の衛生状況にも特別な注意を払いながら対応した。香港でペストが流行した際、衛生委員会は上海公共租界の衛生管理に役割を果たしたが、常設の委員会ではなかった。当初設置された三つの主要な委員会のほか、工部局は公租界内の状況に応じて委員会の設置や解散を行う。衛生委員会は一八九六年六月に解散したが、その際、工部局は後継の衛生委員会について次のような計画を立てていた。

衛生委員会は一八九六年六月に設置され、本年六月二十四日に解散した。新委員会の計画は次のとおりである。一、工作委員会は三名の理事を指名して新衛生委員会を組織する。二、衛生官は委員会のすべての会議に出席する。三、衛生委員会のほか、衛生官は衛生処の責任者を兼ね、衛生稽查員、野菜・牛乳農場稽查員の報告は、直接衛生官に提出するものとする。これらの職員の報告は、すべて衛生官が処理するものとする。四、工部局の衛生稽查員、エンジニアまたはその他の職員は、招待された場合、衛生委員会の衛生会議に出席するものとする³³。

この計画にもかかわらず、工部局はその後衛生委員会を設置せず、しばらく衛生稽查員を警務委員会と工務委員会の管理下に置いた。董事会の承認なくして、租界外の居住者に通知を行うことはできず、租界内の居住者への通知は、土地章程の定めるところ董事会の命令により署名するものとする³⁴。一年後、租界内における屎尿処理はすべて工部局が担うべきであるとの議論が生じ、さらに既存の衛生委員会の組織再編問題についても検討を要する状況となったため、これらの課題に対処すべく特別衛生委員会が設置された。

衛生管理の再編は一八九八年に実現した。すなわち、衛生官による新たな衛生処（Health Department）が發足し、工部局に属する専任医師スタンレー（Arthur Stanley）が衛生処処長及び衛生官に任命されたことに終わらせた³⁵。この衛生処は、工部局の上述の計画を引き継ぎ、一九〇〇年以降に従来の衛生処（Sanitary Department）に取って代わることとなり、それに伴い衛生委員会もその役割を終えて解散した。これを皮切りに、細菌実験室、伝染病病院、性病病院などが徐々に設立され、租界の衛生管理は、同時期の近代的な医学体系を導入していった。

一八九九年四月、正式に施行された第三回土地章程では、家屋の建築に関する本則に一条が追加された。

第三十条：房屋

工部局は、安定と火災の防止および健康のために新しい建物の壁、基礎、屋根、煙突の構造、及び空気の循環を確保するために建物の周囲に十分な空間を確保することについて随時規則を制定することができる。また、建物の換気、排水、溝、便所、および掃き溜めについて、人間の居住に適さない建物の一時的または永久的に閉鎖することを定める。また、房屋を建てる前に、建築計画図面を工部局に送り、検査を受ける必要であり、そして工部局は検査に関する規定を制定することができる。この規則または工部局の附則に違反して着手または行われた工事を撤去、変更、撤去することができる。工部局による制定される規則は、納税人会議での協議と採択が必要で、発効は公表から六ヶ月後となる³⁶。

この規則の制定により、工部局は人々の健康と公衆衛生の維持を確保するという目的のもと、租界内における建築物の建設を設計段階から規制する権限を有することとなった。具体的な実施過程においては、中国式建築に適用される規則をめぐり、一九〇一年の一年間を通じて、工部局と納税人会議との間で建築規則第十八条に関する協議が数回にわたって行われた。工部局側は、二〇室以上を有する家屋には必ずトイレを設置すべきであり、これが公衆衛生の確保と土地所有者の経済的利益とのバランスを取るための最善の方策であると主張し

た。これに対し納税人会議側は、このような要件は非現実的かつ実行困難であると反論し、むしろ換気を改善するために部屋の窓を大きくする方が実現可能性の高い対策であると主張した。こうした協議を経て、最終的に工部局は第十八条を次のように修正することとした。

建物の各ブロックには、各家屋(規則 IV の注に定義される)に対して一二〇平方フィートの遮蔽物のない開放空間を確保するものとし、当該空間は各家屋が十分な換気を確保できるよう、可能な限りブロック内に均等に配置されなければならない³⁷。

同年六月、スタンレーは、毎月の報告書に、衛生統計の内訳を死亡統計(vital statistics)、伝染病(infectious disease)、屋外衛生(outdoor sanitary work)に分けて記載するように始め、その後、こうした統計はパターンとして固定された³⁸。

以上の一八六〇年代から一九〇〇年代における共同租界の制度化された衛生管理の整理を通じて、衛生管理における二つの変化を見出すことができる。第一に、工部局衛生処の担当者が、道路清掃を監督する衛生稽查員から、疾病を監視する医療衛生官へと転換した。第二に、街路の廃棄物清掃、家屋内の糞尿の廃棄、公共便所の設置と規範化、さらには家屋建築の規定へと、衛生管理の範囲が徐々に公共道路から民間建築物へと拡張していった。これらの行政と法規を基盤とする衛生管理は、近代衛生制度の構築において一定の進歩を示した。しかしながら、その根本的目的は上海港の高効率な運営と租界社会の経済秩序の維持にあり、民衆を啓蒙し公衆衛生意識を培う意図に基づくものではなかった。したがって、このような上意下達の管理は、短期的には租界内の衛生環境を改善し得たものの、華人の伝統的衛生観念と生活様式を根本的に転換することは困難であった。その効果は主として租界の中心区域に限定され、華人が多く居住する周縁地帯では限定的であった。

二 伝染病を防ぐための衛生

1. 防疫に関する知識

十九世紀には、世界的に天然痘、コレラ、結核をはじめとする様々な感染症が流行していた。しかし、ヨーロッパ、特にイギリスにとって、コレラの影響は最も深刻であった。コレラは一八三一年にイギリスに初めて輸入し、一八六六年まで四回の流行が発生した³⁹。コレラの流行は多大な死亡をもたらしただけでなく、環境と健康の関係に対する社会的関心を広く喚起した。

イギリスにおける第三回コレラ流行期、ジョン・スノウは一八五四年、ロンドンのソーホー地区で詳細な疫学調査を実施し、コレラの伝播が汚染飲料水と密接に関連することを明らかにした。彼は症例地図を作成し、発症率が特定給水ポンプの利用と関連することを示し

た⁴⁰。この知見に基づき、スノウはコレラが大気中の「瘴気」ではなく、人間の排泄物で汚染された飲料水を介した糞口経路により伝播すると結論づけた。スノウの調査により、コレラの水系伝播が次第に認識されるようになったが、当時の医学界・一般世論では、疾病が「汚濁空気」や「有害ガス」に起因するとする「瘴気論 (miasma theory)」が依然支配的であった⁴¹。微生物学的直接証拠の不足により、糞口経路に基づく細菌学的理論は十九世紀半ばにおいて広く受容されなかった。

実際に、ローベルト・コッホ (Robert Koch) が一八八三年にコレラ菌を発見する以前、細菌学は未だ完全に確立されていない過渡期にあった。この時期のヨーロッパにおける公衆衛生知識体系は一種の「混合性」を呈していたのである⁴²。すなわち、環境衛生と給水システムの重要性を受け入れる一方で、大気中の瘴気と悪臭が疾病を引き起こすという観念を依然として保持していたのである。このような折衷的な知識形態が、当時の公衆衛生政策と研究の基盤となった。こうした枠組みのもとで、公衆衛生専門家、医師、行政官らが登場し、彼らは学術著作、公式報告書、公開講演を通じて、当時「科学的」とみなされていた公衆衛生知識の普及に積極的に取り組んだ。

この時期の公衆衛生知識は、都市空間と公共インフラにとどまらず、個人生活のあらゆる側面にまで深く浸透していた。給水・排水システムの改善を強調するだけでなく、公衆衛生専門家たちは住環境における採光、室内空気の流通、廃棄物と排泄物の適切な処理を絶えず重視し、さらには食習慣、衣類の清潔、個人衛生まで言及した。彼らの論述において、疾病は都市環境や自然条件によって引き起こされるだけでなく、個人の生活様式の「不潔」と「不適切」に起因する可能性がより高いとされた。これらの理論と知識は、十九世紀後期のヨーロッパによる植民地拡張とキリスト教宣教活動を通じて世界各地に広がり、その受容の一例が上海であった。

上海における宣教師のなかで、欧米の科学技術に関する翻訳と紹介を担った代表的人物の一人がジョン・フライヤー⁴³であった。フライヤーはイギリスで出版された "A Medical Handbook"⁴⁴ に基づいて一八七六年に『儒門医学』を出版した。

全書は三巻に分けられ、上巻では精神を培うことをもって病の根源を断つという要旨が紹介され、中巻・下巻では病気の治療と薬の投与方法が説明された。その中では、"hygiene" と "Sanitary Science" を「保身学」に、"preservation of health" を「養身」と対訳し、保身について最も重要な五つの要素として光、熱、空気、水、飲食を挙げ、「保身の方法は、五つのことに関連し、そのうちの一つも欠かせないので、優先順位をつけがたい⁴⁵」と述べていた。原書の対象読者は、医学の実践者や一般の人々、特に貧しい人々に公衆衛生を教える知識人であり、宣教師も想定されていた。フライヤーの翻訳は、中国の実情に即し、また当時の華人の読書習慣に合わせるため、公衆衛生や西洋医学の知識を最大限に残す一方で、原書における宣教師などの知識人に向けた助言的要素を省いたものであった。

原書付巻の第一章が「慎疾要言」と訳されていた。この章では、健康を維持するための提

言に紙幅を割いている。たとえば、房屋の換気、屋内ゴミや糞便の除去、清潔な飲み水、栄養ある健康的な食事、子供の健康維持、授乳、天然痘感染を防ぐための嬰兒への早期牛痘接種などが挙げられる。注目すべきは家屋の整備である。

吸い込む空気が清浄であることが重要である。一度吸った空気は汚れた空気になる。部屋に火があると空気が汚れるため、必ず家屋を換気し、常に空気を入れ替えねばならない。窓を開けることが最も簡便な方法である。(中略)家屋の外や周辺にゴミの山があつてはならない。その中に動植物の遺骸や糞尿があれば、臭気がなくとも人を病気にさせることがある。(中略)風通しが悪く、樹木や家屋に囲まれた場所、あるいは近くに淀んだ水のある場所に住んではならない。(中略)頻繁に家屋を掃除し、日常使う物品をすべて洗濯することで、あらゆる種類の熱病やその他の疫病を避けることができる⁴⁶。

これらの防疫に関連する住居清掃の知識は、当時の華人民衆にとって比較的馴染みのないものであったと考えられる。伝統中医学には延命長寿や個人の養生に関する知識が存在したが、これらの知識は主に食事療法、気血の均衡、四時に応じた養生など、身体内部の調和や「天人合一」といった、人間と自然環境との調和に焦点が当たられていたからである⁴⁷。居住空間に関しては、伝統的観念は通風や採光、立地や方位を重視していたものの、体系的な清掃、消毒、廃棄物処理の規範を確立するには至っていなかった。一方、西洋の公衆衛生知識は、床や壁の定期的清掃、便所や廃棄物の除去といった具体的な行為を明確化し、これらの日常的清掃行為と疾病予防とを直接的に関連づけた。このように疾病と居住環境の衛生状態を関連づける論理は、伝統中医学の養生観念と西洋公衆衛生理念との根本的相違を反映するものであった。

2. 屋内用防疫薬剤

屋内の通風に加えて、室内に薬剤を散布することも、十九世紀における科学的な防疫手段の一つであった。石灰水などの化学品による消毒は、十九世紀中期ヨーロッパにおける各種感染症への対応として展開された公衆衛生運動の中で発展した消毒実践に由来するものである⁴⁸。当時は細菌学説がまだ完全に確立していなかったため、医学界は疾病の確実な病因については見解の相違があつたものの、化学物質による環境の「浄化」が疾病の伝播を阻止するという点では広く認識していた⁴⁹。石灰(酸化カルシウム)はアルカリ性物質として、瘴気説における「腐敗ガス」であれ、初期細菌学説における「病原微生物」であれ、致病性の「有害物質」を「中和」あるいは「破壊」し得ると考えられていた。

一八五〇年代以降、イギリス衛生当局は石灰水、塩化物、硫酸などの化学薬剤を用いた環境消毒の体系的に推進しはじめた⁵⁰。これらの方法はイギリスの植民地拡張とともに香港、

シンガポールなどアジアの港湾都市に伝播した。石灰水消毒は、低コストで操作が容易であり、白色粉末が視覚的に「清潔さ」を示すという効果も伴ったため、速やかに東アジア各通商港におけるコレラなどの感染症対応の標準的措置となった。

十九世紀は公衆衛生政策の革新とともに生活文化の刷新をもたらした時代であり、欧米中産階級家庭において「住宅の清潔と整然の維持」が体面と教養の象徴として意識されるようになった⁵¹。このような住宅消毒による防疫方式は、商品形態で上海共同租界に導入された。これらの商品は多く「避疫」（疫病を防ぐという意味）と名づけられ、通常は薬水あるいは薬粉であり、具体的成分は不明であったが、用法は概ね共通していた。薬を屋内、あるいは台所、出入り口、側溝、便所、ゴミ捨て場などなど臭気のある場所に散布することで伝染病の予防が可能となり、さらには疾病の治癒にも効果があるとされた。

民国初年まで『申報』による環境消毒の広報

商品名	広報登録時間	用法	効能・効果	販売元・成立時間
包癖痧氣瘟疫	一八八三年八月一日—九月十九日	家屋の中に薬をばら撒く	痧症、瘟疫を予防し、治す	科發藥房
辟瘟疫穢氣藥水	一八八三年一〇月七日—一八八四年六月八日	家屋の中に薬水をばら撒き、特にトイレや側溝は燻蒸に最適	瘟疫や悪臭を除去し、伝染のことを防止する	屈臣氏藥房
避疫藥粉	一八八八年八月十六日—二十四日	藥粉を便所や側溝に撒く	身体を不正の氣に守り、疫邪の氣を防ぐ	中西大藥房
瘟疫無憂散	一八九〇年八月九日・十日	屋内の中に薬をばら撒く	邪氣の伝染を防ぐ	同上
辟瘟疫藥散	一八九三年八月三日—一八九八年八月二日	ドアの前、便所、側溝やゴミ処に撒く	疫の伝染を防ぐ	同上
避疫第一藥	一八九五年五月二十五日—八月二十八日	家屋の中に薬をばら撒く	西人の化学方法で作り、邪氣や穢れを除去し、伝染病を防ぐ	中英大藥房
養性祛病芽露香紙・綿香紙	一九一〇年四月九・十・十一日—一九一〇年十一月二十七日—一九一一年二月七日	台所、便所、宿屋、船あるいは病人の部屋に置けば効く	空気を浄化し、邪氣または病気を払い、伝染を防ぐ	上海龍東公司
馬蹄牌除疫藥水	一九〇九年九月五日—一九一〇年九月七日	水を加えて屋内または体に撒く、特にベットルーム、井、竈に効く	欧米や各省の病院でも使用され、コレラ、痧症などの伝染を防ぐ	老晋隆洋行

避瘟解毒藥水	一九一〇年五月三十一日—一九一一年九月七日	屋内の便所、側溝など穢れ処に藥水をばら撒く	暑い日に邪気や穢れを除去する	中英大藥房
避瘟疫者注意廣告・辟疫避瘟水	一九一〇年九月四日—一九一一年七月十一・二八日	屋内の中に藥水をばら撒く	暑濕熱三氣の伝染を防ぎ、穢れ処の邪気や穢れを除去する	屈臣氏藥房
衛生辟瘟藥水	一九一一年二月十二日—四月一日	フロア、床、穢れ処に藥水をばら撒く	北部ペスト爆発ため新発売、家内に疫病を防ぐ	同濟大藥房

「消毒」という形式で包装されたこれらの新式商品は一八八〇年代から上海租界に参入し始め、上海地区でコレラやペストが発生するたびに、こうした薬剤の広告が新聞紙上に頻繁に現れ、しばしば西洋医学や薬局の推薦を伴い、「空気の浄化」「瘴気の根絶」が可能であることが強調された。しかしながら、実際の効果から見れば、屋内での薬水散布や石灰・その他化学物質の撒布といった防疫手段は、主として富裕層の家庭生活に取り入れられるにとどまった。一般市民にとっては、これは追加的な経済支出を伴うだけでなく、伝統的な防疫観念との隔たりが大きいために馴染みのないものであった。

たとえば『申報』の「薬水辟疫⁵²」という報道では、イギリス人巡査が租界範囲内で各戸を巡回して薬水を散布し伝染を防止する際、華人住民の誤解や反感を招くことを避けるため、中国の官員に事前報告する必要があることが言及されている。この事例は、当時の「消毒」が舶来の公衆衛生実践として導入されたことを示すものである。しかしそれは必ずしも人々の日常生活に定着した普遍的習慣ではなかったことを示した。

コレラが頻繁に流行した一八八〇—一八八五年において、上海は中国の対外貿易総額の半分以上を占める輸送港として、出荷効率への影響を避けるため、税関は隔離などの措置を厳格に実施しなかった。ヨーロッパの港湾でよく見られる厳密な検疫・隔離制度と比較して、上海の管理機構である税関と工部局が採用したのは、より限定的な対応であった。すなわち、一方では埠頭、倉庫および一部の公共場所の清掃を強化し、他方では公告や勧諭によって民衆の清潔維持を監督するというものであった。公告ではしばしば管理条例の第二十九条および第三十条が引用され、住民に対して門前の道路清掃、滞水・廃棄物の除去、住宅の通風維持を求め、違反者には罰金その他の処罰が科されることが警告された。これに対して、租界の華人民衆の間にも反論が存在していた。たとえば、1883年7月25日付『申報』の第一面には、「工部局清潔街市房屋説」と題する記事が掲載されている。その文中では次のように論じられていた。

或る者は言う。工部局の清掃規則は長らく施行されてきたのであるから、もし長年の慣れにより弛緩が生じたのであれば、禁令を改めて申し渡せばよいのであって、なぜさ

らにこの議論を厳格化する必要があろうか。家屋の間や門内の清潔の有無は、家人の勤怠に係わることであり、外部者が関与し得るものではない。たとえ世に悪臭を追い求める者がおらず、清潔を好む癖を持つ者がいたとしても、誠に情勢に迫られ、場所に制約される者にとっては、清潔にしたいとも果たして可能であろうか。この施策は名を求めに近く、紛擾を生じさせぬとも限らず、私の知り得るところではない⁵³。

この論調は、当時の工部局による衛生行政に対する民間の反応を端的に示している。すなわち、衛生の確保を公共的義務として強制する近代的な行政理念に対し、屋内への介入としての違和感や反発が存在していたのである。華人の有識者はおおむねこのような見解を抱いていたが、より広い層の華人にとっては、工部局の清潔規則や衛生取締りは、依然として「権力による干渉」として受け止められていた。

十九世紀の華人民衆にとって、環境衛生を中心とするこの疾病予防体系を受容することは、単に新たな清掃技術を習得することを意味するだけではなく、疾病の成因、伝播メカニズム、予防方法に関する全く新しい知識体系を受け入れることを意味していた。そして一八七〇—一八〇年代の上海においては、制度的枠組みや公衆衛生に関する知識が導入され、さらには清潔関連商品が私的領域である日常生活にまで徐々に浸透しつつあったものの、これらを実際に受容し実践していたのは極めて限られた華人富裕層のみであった。

三 1910年ペストの影響

1. ペスト防疫と華人暴動

一八九八年の衛生処の正式設立に伴い、上海の医療衛生体系はさらに強化された。工部局は租界の範囲内において、伝染病流行時の緊急的対応にとどまらず、平常時から下水道、廃棄物処理、飲料水供給、住宅清掃に関する規則を整備し、より体系的な公衆衛生管理体制を構築していた⁵⁴。

しかし、一九一〇年十月に突如発生したペストは、上海公衆衛生史上の重要な転換点となった。一九一〇年九月二十八日、工部局董事会は怡和洋行の梱包倉庫でペストが疑われる死んだ鼠が発見されたとの報告を受け、十月五日には工部局がこの地域での検疫実施を決定した⁵⁵。十月三十一日、『申報』は浜北において一名がペストにより死亡したことを報道し、工部局が連日、西洋人職員に華人を同行させて当該路およびその近隣の甘肅路、開封路、七浦路などで戸別検査を実施したことを報じた⁵⁶。その後も、『申報』は工部局が閘北甘肅路源昌里口にある薪炭店内でペスト感染により連続して二名が死亡した事例を公表し、直ちに租界当局に警戒を呼びかけた⁵⁷。

十一月九日、工部局は以下に示される検疫章程を通過させた⁵⁸。

- 一、医師は一切の伝染病患者の住所および同居人を衛生処に報告しなければならない。
- 二、一切の伝染病患者は工部局衛生処防疫医院に移送されなければならない。
- 三、伝染病患者が移出した物品は工部局の薬水により除疫されなければならない、伝染病患者は疾病を伝染させ得る職務に従事してはならない。
- 四、何人であろうと、生後六ヶ月以上の者は牛痘接種を受けなければならない、工部局により詳細な検査が行われる。
- 五、何れの家屋においても、四十平方尺⁵⁹ ごとに一人のみ居住することができる。
- 六、疫病により死亡した者については事前に衛生処に通知しなければならない、一切の埋葬は衛生処の指示に従い勝手に行ってはならない。
- 七、疫気を伝染させる家屋は一律に取り壊す⁶⁰。

その後、工部局はこの章程に基づき、疫病地区の強制封鎖、住民の立ち退き命令、医療関係者（多くは外国人）による戸別検査と消毒の派遣、さらには巡査を動員しての法執行などを実施した。老若男女を問わないこうした強制的な戸別検査の方法は、やがて華人による暴動の風潮を形成した⁶¹。

こうした事態に直面すると、華人エリート層は工部局衛生処長スタンレー、閘北警察署および病院側との間で複数回にわたる交渉を行った。十一月十一日に発生した深刻な騒乱事件は、双方が妥協点を模索する過程をさらに加速させた。繰り返しの協議を経て、工部局は十一月二十日に正式に新たな防疫弁法を公布し、華人独自の防疫医院設置に同意すると宣言した。華人住民に対する疫病調査、隔離治療などの防疫業務は概ね華人病院が自ら執り行い、工部局は技術指導を提供するのみとされた⁶²。上海道台も工部局と華人との調停に参加し、工部局によるペスト検査は本来衛生上必要な措置であったが、中西医学の差異や風俗の相違により住民に恐慌と不安を引き起こしたと認識した。そこで上海道台は、租界外に華人自身が運営する防疫医院を設立し、中西学堂を卒業した華人医師を雇用して戸別検査を実施することで、民衆の動揺を鎮めるとともにペストの伝播を抑制すると宣言した⁶³。

2. ペスト予防法から滅鼠まで

暴動が鎮静に向かうと、上海共同租界の華人エリート層は防疫事務において主導的地位を獲得した。彼らは防疫医院の設立と管理に参画しただけでなく、防疫知識の普及にも積極的に取り組んだ。中国公立医院は実際の防疫業務を展開すると同時に、医療関係者を組織して戸別検査を実施し、住民に防疫知識を説明した。『申報』『時報』『新聞報』などの新聞も継続的に防疫通告と衛生知識を掲載し、「公衆衛生」の観念を強調するとともに、工部局がすでに融通を認めたからといって民衆が「任意に汚穢を放置し、修治を加えない」ことは許されず、必ず「随時に防疫を検査し、水火盗賊を防ぐが如く」しなければならないと告げてい

た⁶⁴。

一般民衆に腺ペストの予防措置を理解させ受容させるため、高等教育もしくは海外留学の経験を持つこれらの華人エリート層は、多様な方式により宣伝活動を展開した。たとえば布告、勸諭、集会での演説を通じて、地域住民に直接、消毒、隔離、環境清潔の維持の重要性を伝播し、他方では新興の新聞や雑誌を知識伝播のプラットフォームとして活用した。中華民国成立直後、医師の俞鳳賓⁶⁵は複数の新聞・雑誌でペストについて以下のように解説した。

鼠瘟は百思篤とも呼ばれ、また黒死病とも称され、伝染性が極めて強く、非常に危険である。昨年、英租界・美租界において大量の疫病鼠が発見され、その起源は香港にあると推定される。(中略)瘟疫は大体三種に分類できる。すなわち核瘟、血瘟、肺瘟である。黴菌(病原)が腺体に侵入すれば核瘟となり、直接血中に入れば血瘟となる。病勢が激烈な時には、病菌が呼吸とともに肺部に進入すれば肺瘟となる⁶⁶。

ペスト予防について以下のように述べている。

現在の防瘟方法には二種がある。一つは滅鼠、二つ目は苗種(すなわちワクチン接種)である。もし上海の鼠類を全て消滅させることができれば、ペストを免れることができる。なぜなら、必ず先に疫病鼠が存在して初めて人類に伝染するからである。(中略)鼠を駆除するには、まず天井に穴を開け、床に孔を穿ち、硫黄あるいは芳美林(薬名)を用いて家屋全体を燻蒸し、鼠、ノミおよび一切の病菌を悉く死滅させるべきである。燻蒸後は穴を塞いで密封し、隣家の鼠が再び侵入することを防がねばならない⁶⁷。

このような華人エリートを主体とした防疫宣伝は、政府の公衆衛生措置と一般民衆との間の落差をある程度埋めただけでなく、近代的防疫知識の伝播を推進した。しかしながら、宣伝を最下層にまで浸透させるためには、学術的あるいは専門的な論述に依拠するだけでは不十分であり、簡略化と通俗化の方式により普及させる必要があった。たとえば、当時のある小新聞は上海でペストが発生した後、防疫方法に関する文章が次々と新聞紙上に現れたが、大多数の住民はその内容を深く理解することが困難であった。それに比して、最も簡単で最も受け入れやすい方法は、工部局が印刷配布したビラ「猫多ければ鼠滅び、鼠尽きれば疫も除く」であったと指摘した⁶⁸。小新聞はさらに、もし華人医院がこの方法に倣い、要点を簡明に記した伝単を印刷して各家に配布し、同時に清潔と衛生の保持に関する簡潔な注意事項を添えるならば、それもまた有効な善後措置となるであろうと提案した。

この大規模な滅鼠行動およびこれに関連する検疫知識の宣伝を通じて、環境清潔を重視し病源を除去する近代衛生論理が、簡単で理解しやすい生活知識として華人社会の日常生活の

中に浸透していった。たとえば石灰と砂糖を用いた滅鼠法がその一例である。一九一二年、上海の医学雑誌『医学世界』第十七期に顧鳴盛⁶⁹による短文「殺鼠簡便法」が掲載され、「石灰若干を細かく研いで末とし、赤砂糖を同量混ぜ合わせ、夜に入って室内に置く。鼠がこれを食べると直ちに死ぬ⁷⁰」と記されている。

注目すべきは、同年、この方法が中西医文化を宣伝する雑誌に掲載されただけでなく、中国伝統の日用類書の続編にも収録されたことである。日用類書とは民間において最も普及した生活指南であり、従来より農時節令、医薬養生、居家雑務などの実用知識を集成しており、庶民の日常生活における重要な参考書であった⁷¹。明清期以来、日用類書の医学関連内容は、正統医学著作を尊奉し継承するものであったが、取材や考証は厳密ではなく、同時に無名の民間流布作品を採用することも多く、さらには編者が独自の判断で内容を創作することさえあった⁷²。民国初年の続編に至ってもこの傾向は引き継がれ、西洋の疾病予防・治療法を紹介する「泰西養生要法」という欄目に加えられ、その中には「殺鼠」に関する知識も含まれていた。

少量の石灰を粉にして、紅糖（黒砂糖）を混ぜ、夜のうちに室内に置く。鼠がこれを食べると心臓が止まり、すぐに死ぬ。または、乾いた餅・牛脂（二両）・砒霜（一両）・銅銭の粉（一分）を混ぜ合わせて塊にし、置いておくと、鼠が食べて同じく死ぬ⁷³。

つまり、華人エリート層から庶民に至る滅鼠宣伝により、滅鼠の内容が伝統的知識体系に組み込まれたことは、近代衛生概念がもはや政府に押し付けられる概念ではなく、民衆が自発的に認知する生活常識へと転化したことを意味している。

おわりに

本稿は、上海共同租界における衛生行政とその社会的受容の変容過程を、十九世紀半ばの開港期から民国初年にかけての約半世紀を対象として検討してきた。その結果、近代的な衛生観念が行政制度の枠組みから私的生活空間へと浸透していった多層的なプロセスを明らかにすることができた。

第一章では、工部局衛生処の制度的展開を通じて、衛生管理が道路清掃や尿尿処理といった公共空間の維持から、疾病監視や建築規制へと拡大していく過程を確認した。衛生行政は一定の近代化を遂げたが、短期的な租界内の衛生環境改善を主目的としており、民衆の生活習慣や衛生意識に直接的な変化をもたらすには限界があった。

第二章では、衛生知識の翻訳や防疫薬剤の商品化と流通、そしてそれらが民間に受容されていく過程を分析した。家屋における環境清潔のための防疫方法は、一八八〇年代に上海共同租界で制度的には導入されたものの、社会的・文化的な意味において民衆の生活習慣に深

く根づくことはなかった。これらの知識や商品は、主として富裕層や租界上層の住民の生活に限定され、民衆のあいだに広く普及するには至らなかった。

第三章では、一九一〇年の上海共同租界における鼠疫防疫を契機として、滅鼠運動が社会的動揺を引き起こす一方で、その防疫方法が中国伝統の『日用類書』に収録されるに至った過程を指摘した。滅鼠や清潔に関する知識が伝統的生活書の枠組みに取り込まれたことは、近代衛生観念がもはや外来の強制的理念ではなく、華人エリートから庶民に至る民衆が自ら受け入れる生活知として転化したことを意味している。

これらの検討を総合すると、近代上海における公共衛生の発展は、単に西洋的制度の移入や行政的整備にとどまらず、社会的・文化的文脈の中で再構成される過程であったといえる。すなわち、近代的衛生は、租界の権力関係のもとで制度化されつつも、民間の実践や生活知と結びつくことで、伝統社会の民衆にも受け入れられるものへと変化した。

¹ World Health Organization, *Application of the Essential Public Health Functions: An Integrated and Comprehensive Approach to Public Health* (World Health Organization, 二〇二四年)、四頁。

² Kerrie L. Macpherson, *A Wilderness of Marshes: The Origins of Public Health in Shanghai, 1843-1893* (Lexington Books, 二〇〇二年)。彭善民『公共衛生与上海都市文明（一八九八—一九四九）』（上海人民出版社、二〇〇七年）。

³ 福士由紀『近代上海と公衆衛生 防疫の都市社会史』（御茶の水書房、二〇一〇年）。Chieko Nakajima, *Body, Society, and Nation: The Creation of Public Health and Urban Culture in Shanghai* (Harvard University Press, 二〇一八年)。

⁴ 蒯世勳『上海公共租界史稿』（上海人民出版社、一九八〇年）、一七一—三一頁。

⁵ 楊念群「“地方感”与西方医療空間在中国的確立」李尚仁編『帝国与現代医学』（聯経出版、二〇〇八年）、三七—一頁。

⁶ 史梅定ほか編『上海租界志』（上海社会科学院出版社、二〇〇一年）、二一八頁。

⁷ 劉文楠「治理“妨害”——晚清上海工部局市政管理的演進」『近代史研究』第一期（二〇一四年）、五〇頁。

⁸ 劉文楠によれば、上海租界の初期段階における公衆衛生政策は、一九世紀半ばのイギリスで都市の環境汚染に対処するために用いられた妨害防止法（Nuisance Law）を参考にしたものであった。一九世紀半ばは感染症の流行原因について未だ議論が続いており、あらゆる不潔な環境が感染症の原因となりうると考えられていた。そのため当時は、より包括的で曖昧な「妨害」（Nuisance）という概念が公衆衛生法的手段として用いられたのである。劉文楠「治理“妨害”——晚清上海工部局市政管理的演進」四五—一六〇頁を参照。

⁹ 王鉄崖『中外旧約章彙編／第一冊』（北京三聯書店、一九五七年）、八一頁。

¹⁰ 上海档案馆編『工部局董事会會議録』第一冊（上海古籍出版社、二〇〇一年）、六四六頁、一八六二年八月六日の項目。

¹¹ 『工部局董事会會議録』第一冊、六四八頁、一八六二年九月十日の項目。

¹² 『工部局董事会會議録』第一冊、六七五頁、一八六三年三月十八日の項目。

¹³ 同上

¹⁴ 『工部局董事会會議録』第二冊、五〇五頁、一八六五年六月七日の項目。

¹⁵ 上海档案馆、U1-2-601、SC 一六四—一六六。

¹⁶ 『工部局董事会會議録』第三冊、七一六—七一七頁、一八六九年八月三日の項目。

¹⁷ 同上

¹⁸ 『工部局董事会會議録』第三冊、七二六頁、一八六九年八月三十一日の項目。

¹⁹ 同上

²⁰ 王鉄崖『中外旧約章彙編／第一冊』、二九五頁、第十一款。

²¹ 王鉄崖『中外旧約章彙編 第一冊』（三〇四—三〇五頁）。土地章程の英語原文は、Edward Hertslet, *Hertslet's China Treaties: Treaties, &c. Between Great Britain and China; and Between China and Foreign Powers; and Orders in Council, Rules, Regulations, Acts of Parliament, Decrees, &c. Affecting British Interests in China. In Force on the 1st January, 1908* (HM Stationery Office, 一九〇八年) 第二卷第四部、六八三—六八四頁を参照。

²² 『工部局董事会會議録』第四冊、七一—頁、一八七〇年六月六日の項目。

²³ 『工部局董事会會議録』第四冊、七三〇頁、一八七〇年九月五日の項目。

²⁴ 『工部局董事会會議録』第九冊、五九五頁、一八八七年八月十五日の項目。

²⁵ 『工部局董事会會議録』第九冊、五九七—五九八頁、一八八七年八月二十二日の項目。

²⁶ 同上

²⁷ 『工部局董事会會議録』第五冊、六五〇—六五一頁、一八七三年八月四日の項目。

また、一八七三年八月六日から半月にかけて、工部局から租界内華人住民への告示が『申報』に掲載された。工部局は、シンガポールでの疫病流行のため、土地章程の第二十九条と第三十条に基づき、家屋の清掃と汚物の除去を要請した。『工部局告示』、『申報』、一八七三年八月六日。

²⁸ 同上

²⁹ 『工部局董事会會議録』第五冊、六五七頁、一八七三年九月一日の項目。

³⁰ 『工部局董事会會議録』第八冊、五八九頁、一八八四年九月二十二日の項目。

³¹ 『工部局董事会會議録』第十一冊、六三四頁、一八九四年六月十九日の項目。

³² 『工部局董事会會議録』第十一冊、五二三頁、一八九三年一月十日の項目。

³³ 『工部局董事会會議録』第十二冊、五七四頁、一八九六年七月七日の項目。

³⁴ 『工部局董事会會議録』第十三冊、四八九頁、一八九七年三月三十日の項目。

³⁵ 上海档案馆 U1-16-4650。陳蔚琳「晚清上海租界公共衛生管理探析（一八五四—一九一〇）」（華東師範大学修士学位論文、二〇〇五年）、十三頁。および、嚴娜「上海公共租界衛生模研究」（復旦大学博士学位論文、二〇一二年）、四七頁を参照。

³⁶ 『中外旧約章彙編／第一冊』（八一—頁）。Edward Hertslet, *Hertslet's China Treaties: Treaties, &c. Between Great Britain and China; In Force on the 1st January, 1908* (HM Stationery Office, 一九〇八年) 第二卷第四部、七四九頁を参照。

³⁷ *The North-China Herald and Supreme Court & Consular Gazette*（一九〇一年十月二日）。「ミーティング」欄において、一年間にわたる討論書簡が掲載された。

³⁸ 経済学会編訳『中国経済全書』（経済学会発行、一九一〇年）、一一七頁。*The North-China Herald and Supreme Court & Consular Gazette*（一九〇一年十月二日）に掲載された、一九〇一年九月二十一日の工部局公表を参照。

³⁹ Humphreys, Noel A. (ed.) *Vital Statistics: A Memorial Volume of Selections from the Reports and Writings of William Farr* (The Sanitary Institute of Great Britain, 一八八五年)、三六三—三九二頁。ウィリアム・ファー (William Farr, 一八〇七—一八八三) は、イギリスにおける国家的生命統計システムの創設者として、統計学と医学の専門知識を提供し、標準的な統計資料の編纂を行った。ファーの調査により、十九世紀にイギリスで発生した四回のコレラ流行が記録された。

⁴⁰ Brody, Howard ほか *Map-making and Myth-making in Broad Street: The London Cholera Epidemic, 1854* (The Lancet, vol. 356, no. 9223, 二〇〇〇年)、六四—六八頁。

⁴¹ Pelling, Margaret *Cholera, Fever and English Medicine, 1825–1865* (Oxford: Oxford University Press, 一九七八年)、二〇三—二四九頁。

⁴² 一九世紀前半における公衆衛生知識の変遷とその混合的特徴については、Christopher Hamlin, *Public Health and Social Justice in the Age of Chadwick: Britain, 1800–1854* (Cambridge: Cambridge University Press, 一九九八年) を参照。一九世紀半ば以降、細菌学理論と伝統的瘴気理論が併存した過渡期の分析については、Michael Worboys, *Spreading Germs: Disease Theories and Medical Practice in Britain, 1865–1900* (Cambridge: Cambridge University Press, 二〇〇〇年) を参照。

⁴³ ジョン・フライヤー (John Fryer, 傅蘭雅, 一八三九—一九二八) は、イギリス聖公会の宣教師、翻訳家、教育家である。一八六一年に来華し、香港、北京、上海で相次いで活動した。一八六八年より江南製造局翻譯館の総管を二八年間にわたって務め、数学、物理学、化学、医学、工学など多岐にわたる分野の西洋科学技術書籍約百種の翻訳事業を主導した。一八七六年には雑誌『格致彙編』を創刊し、西洋自然科学と公衆衛生知識を体系的に紹介した。熊月之『西学東漸与晚清社会〔修訂版〕』（中国人民大学出版社、二〇一一年）、四五〇—四六五頁を参照。

⁴⁴ Frederick William Headland, *A Medical Handbook* (London: Seeley, Jackson, & Halliday, 一八六一年) 初版。『儒門医学』で参照されたのは一八七七年版。

⁴⁵ 『儒門医学』上巻、江南製造総局、一八七六年、三頁。

⁴⁶ 『儒門医学』附巻、江南製造総局、一八七六年、一一三頁。

⁴⁷ 中医学における身体および健康理解の差異については、栗山茂久『身体の語り方——ギリシャ人と華人』（青土社、二〇〇一年）を参照。

⁴⁸ ペリングによれば、一八三一年のコレラ流行や後に天然痘の事例においても消毒は予防策とされていた。Pelling, *Margaret Cholera, Fever and English Medicine, 1825-1865*, 四八—六一頁。

⁴⁹ 消毒を体的に行うか体的に行うかについては見解が分かれていたものの、コレラを糞口経路による細菌感染とみなした細菌学者ウィリアム・バッド (William Budd, 一八一——一八八〇) およびジョン・スノウはいずれも、消毒がコレラ予防に有効であると考えていた。Pelling, *Margaret Cholera, Fever and English Medicine, 1825-1865*, 二七九—二八〇頁。

⁵⁰ 一八六六年七月一日、枢密院は「一八五五年《疾病予防法》を施行する」と決定し、塩化石灰 (chloride of lime) を嘔吐物・糞便・汚染寝具および私宅・公共場所に対する即時かつ徹底的な消毒薬として第一に挙げている。John Simon, *Memorandum, by the Medical Officer of the Privy Council, on the Precautions to be Taken against Cholera, under the Regulations Recently Issued by the Lords of the Council, and Otherwise* (London: Shaw and Sons, 一八六六年七月二十四日)、七頁を参照。

⁵¹ 十九世紀の衛生改革者たちは、公衆衛生政策を革新しただけでなく文化も刷新し、欧米の中産階級家庭において「住宅を清潔かつ整然に保つこと」が体面と教養の象徴として次第に意識されるようになった。Nancy Tomes *The Private Side of Public Health: Sanitary Science, Domestic Hygiene, and the Germ Theory, 1870-1900* (*Bulletin of the History of Medicine*, vol. 64, no. 4, 一九九〇年)、五〇九—五三九頁を参照。

⁵² 「薬水辟疫」、『申報』、一八八九年七月二十日。

⁵³ 「工部局清潔街市房屋説」、『申報』、一八八三年七月二十五日。

⁵⁴ 上海共同租界における一八八〇年代以降の衛生改革とその展開については、福士由紀『近代上海と公衆衛生——防疫の都市社会史 上』（御茶の水書房、二〇一〇年）、四九—五一頁、ならびに Kerrie L. MacPherson, *A Wilderness of Marshes: The Origins of Public Health in Shanghai, 1843-1893* (Oxford: Oxford University Press, 一九八七年)、二五九—二七五頁を参照。

⁵⁵ 『工部局董事会會議録』第十七冊、六八五—六八六頁、一九一〇年九月二十八日の項目、六八六—六八七頁、一九一〇年一〇月五日の項目。

⁵⁶ 「工部局検査疫症」『申報』、一九一〇年十月三十一日。

⁵⁷ 「防範鼠疫之通告」『申報』、一九一〇年十一月三日。

⁵⁸ 『工部局董事会會議録』第十七冊、六九一—六九三頁、一九一〇年十一月六日の項目。

⁵⁹ 清末の一尺は現代の約三十二センチメートルに相当し、四十平方尺はおおよそ四・一平方メートルである。丘光明『中国物理学史大系・計量史』（湖南教育出版社、二〇〇二年）、六三五頁を参照。

⁶⁰ 「三誌租界查驗鼠疫之大恐慌」『申報』、一九一〇年十一月十四日。

⁶¹ 華人の暴動経緯と分析については、傅懷鋒「清末上海公共租界の鼠疫風潮」『二十一世紀』第七十七号、二〇〇三年六月、一一八—一二四頁、胡成「検疫、種族と租界政治——一九一〇年上海鼠疫病例発現後の華洋衝突」『近代史研究』二〇〇七年第四期、七四—九〇頁を参照。華人が強制検査・逮捕を受け、また女性パニック事例については、福士由紀「暴れる民衆、逃げる女性」永島剛ほか編『衛生と近代』（法政大学出版局、二〇一七年）、一二七—一五八頁を参照。

⁶² 「中西董會議検査鼠疫詳情」『申報』、一九一〇年十一月二十日。

⁶³ 「滬道宣示検査鼠疫」『申報』、一九一〇年十一月二十六日。

⁶⁴ 「時評」『時報』、一九一〇年十一月二十三日、第四版（胡成「検疫・人種と租界政治——一九一〇年上海ペスト症例発現後の華洋衝突」、八四頁による再引用）。

⁶⁵ 俞鳳賓（一八八五—一九三〇）は、江蘇太倉出身の中国の公衆衛生学者である。一九〇八年に上海聖約翰大学医科を卒業し、一九一二年に渡米してペンシルベニア大学医学院で公衆衛生学および熱帯病学を専攻、医学博士号を取得した。一九一五年に帰国後、上海同仁病院内科勤務を経て開業し、一九二三年より聖約翰大学医科教授、衛生部中央衛生委員会委員、上海中央大学医学院教授などを歴任した。中華医学会の初期の主要活動家・創立者の一人であり、会長や『中華医学雑誌』の主編も務めた。「俞鳳賓博士榮哀」『中華醫學雑誌（上海）』第十七卷第一期（一九三一年）、一〇二頁を参照。

⁶⁶ 「再誌租界查驗鼠疫之大風潮」『申報』、一九一〇年十一月十三日。

⁶⁷ 同上。

⁶⁸ 「当头棒」『国華』、一九一〇年十二月九日。

⁶⁹ 顧鳴盛は江蘇無錫人、上海に常住し、一九〇八年に中国医学公会の会員となり、『医学世界』の編者の一人となった。「中国医学公会会員姓名録」『医学世界』第五期（一九〇八年）、八二頁を参照。

⁷⁰ 顧鳴盛「杏林拾遺：殺鼠簡便法」『医学世界』第十七期（一九一二年）、六四頁。

⁷¹ 伝統的な類書は、皇帝・王侯貴族・士大夫など上層の人々が詩文を作る際に有用な工具書として編纂されたものであるが、日用類書は「四民」の日常生活に役立つ情報を提供することを目的として編まれた。坂出祥伸「明代『日用類書』医学門について」『関西大学文学論集』第四十七卷第三号（一九九八年二月）。呉蕙芳『萬寶全書——明清時期的民間生活實録』（台北：國立政治大学歴史学系、二〇〇一年）。

⁷² 張哲嘉「日用類書“医学門”与伝統社会庶民医学教育」梅家玲（編）『文化啓蒙与知識・生産——跨領域的視野』（台湾麦田出版社、二〇〇六年）、一八七—一九一頁。

⁷³ 「泰西養生要法」『續編』卷六上集。『増補萬寶全書』正集二十卷・續編六卷、闕名撰。民国元年（一九一二）、上海天機書局石印本（東京大学東洋文化研究所蔵）。また、『（増補）萬寶全書』二十卷、『（新增繪圖）萬寶全書續編』六卷（上海龍文書局、清光緒三十二〔一九〇六〕年刊、石印本、東京都立図書館蔵）も存在する。筆者が実見したところ、原書には刊行年月日の記載が見られず、光緒三十二年（一九〇六）の刊年標記には疑義が残る。